

**平成 30 年度 第 1 回  
看護福祉学部・看護福祉学研究科倫理審査委員会**

**次 第**

□日時 平成 30 年 5 月 16 日 (水) 9:30~

□場所 看護福祉学部棟 3F 会議室

□議題

**<報告事項>**

(1) 平成 30 年度構成員 —資料 1—

(2) 平成 29 年度倫理審査実績について —資料 2—

**<協議事項>**

(1) 看護福祉学部・看護福祉学研究科倫理審査委員会内規の運用状況について —資料 3—

(2) 平成 30 年 4 月～現在までの申請に係る取り扱いについて —資料 4—

**<その他>**

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席し、かつ第 3 条第 1 項第 2 号または 3 号の委員の内、少なくとも 1 名の出席がなければ開くことができない。

(委員会の審議)

第6条 委員会における審議にあたっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人（以下「個人」という。）の人権の擁護
- (2) 個人または適切な代理人等に理解を求め、同意を得る方法
- (3) 研究等によって生じる個人への不利益や危険性などの影響、ならびに科学や社会への貢献の予測
- (4) 法理及び法律の遵守

2 委員会は、研究責任者を委員会に出席させ実施計画の内容等について説明を求めるとともに、意見を述べさせることができる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて説明又は意見を述べさせることができる。

4 委員は、自身の申請に係る審議に参加することはできない。

5 委員会の審議は、原則として出席委員の全会一致をもって結論とする。ただし、審議を尽くしても結論に至らない場合は、出席委員の 3 分の 2 以上の合意をもって結論とすることができる。

6 委員会は、審議事項の審議経過及び結果について、実施責任者及び関係者の同意を得て公表することができる。ただし、個人情報に関する事項は、この限りでない。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。